

～ 食材王国みやぎ大会 ～

第40回全国豊かな海づくり大会

宮城県実行委員会

第3回 総会資料



むすび丸（第40回全国豊かな海づくり大会バージョン）

令和元年10月7日（月）

ホテル白萩 2階「錦の間」

— 目 次 —

1 議 事

第1号議案 平成30年度収支決算（案）について p 1

第2号議案 市町村負担金の依頼について p 3

第3号議案 協賛金等募集について p 4

第4号議案 歓迎レセプションについて p 1 6

2 報告事項

1年前プレイベントの開催について p 1 7

3 参考資料

(1) 第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会会則 p 1 8

(2) 第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会幹事会運営規程 p 2 3

平成30年度収支決算（案）について

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	比較増減 ②-①	摘 要
1 負担金	2,828,000	2,828,000	0	宮城県負担金
2 諸収入	0	6	6	預金利息
計	2,828,000	2,828,006	6	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	比較増減 ②-①	摘 要
1 実行委員会等会議費	1,389,000	982,452	▲406,548	実行委員会等会議費
2 大会広報費	1,439,000	1,536,877	97,877	大会テーマ等募集チラシ作製費等 大会キャラクター着ぐるみ製作費
計	2,828,000	2,519,329	▲308,671	

収 入 金 2,828,006 円

支 出 金 2,519,329 円

繰 越 金 308,677 円

監 査 報 告 書

第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会会則第16条の規定により、平成30年度の収支に関する証拠書類及び諸帳簿《平成30年9月13日から令和元年5月10日まで》について監査した結果、適正であったことを認め、報告します。

第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会
会 長 村 井 嘉 浩 殿

令和元年 5月29日

監 事 宮城県会計管理者兼出納局長

吉田 計 

令和元年 6月13日

監 事 石巻市会計管理者

柏 春雄 

第2号議案

市町村負担金の依頼について

- 令和2年秋季に本県で開催される「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」は、全国から約3,000人を招待して開催することを想定しており、開催地以外の市町村にも観光客の入れ込み数の増加が期待されます。
- また、大会の副題には「食材王国みやぎ大会」を掲げており、大会前夜に開催する歓迎レセプションでは、県内各地の農林水産物を使った料理の提供を通じて宮城県内の豊富な食材をPRすることとしています。
- 豊かな海を守るためには、海岸部の保全はもとより、森・川・湖沼などの内陸部の環境保全の取組も大変重要であり、県のみならず県内市町村も含めた全県を挙げた一大行事として、取り組んでまいりたいと考えています。
- そのため、全市町村に対し一定程度の御負担をお願いしたいと考えています。

なお、具体的な金額等については総会承認後、別にお知らせします。

第3号議案

協賛金等募集について

1 募集概要

(1) 対象

法人及びその他の団体

※個人は対象としない。

(2) 募集内容

①協賛金

大会の機運醸成・広報・準備・運営等全般に要する資金の提供（1口1万円）。

なお、提供を受けた資金は、大会を記念して行うブルーカーボン・オフセットの取組にも充てるものとする。

②協賛品

大会の機運醸成・広報・準備・運営等全般に要する物品の提供

2 募集期間

令和元年10月頃（実行委員会第3回総会后）～令和2年7月31日まで

3 謝意表明方法

(1) 大会ホームページへの協賛者名の掲載（※1）

(2) 大会ホームページから協賛者ホームページへのリンク設定

(3) 協賛者名の大会記録集への掲載

(4) その他、実行委員会が行う各種広報における協賛者名の掲載（※2）

（※1）10万円以上はロゴ表示，1万円以上はテキスト表示

（※2）例：歓迎のぼり，大会パンフレット等

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～協賛要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「法人等」という。）が、大会行事に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

（協賛）

第2条 この要領において「協賛」とは、法人等が第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- （1）大会の機運醸成、広報・準備・運営等全般に要する資金の提供（1口1万円とする）
- （2）大会の機運醸成・広報・準備・運営等全般に要する物品の提供

（協賛の募集期間）

第3条 協賛の募集期間は、令和元年10月〇〇日から令和2年7月31日までとする。

（協賛の申込み等）

第4条 協賛を行おうとする者は、協賛金申込書（別記様式第1号）又は協賛品申込書（別記様式第2号）を実行委員会に提出し行うものとする。

- 2 実行委員会は、協賛の申込みがあったときは、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、協賛の申込を行った法人等（以下「申込者」という。）に対し協賛申込通知書（別記様式第3号）により受理した旨を通知するものとする。

（資金の提供による協賛の方法）

第5条 第2条に規定する協賛の申込者のうち資金の提供を申し込んだ者は、第4条第2項の規定による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛する金額（以下「協賛金」という。）を一括して納付するものとする。

- 2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書をもって代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書（別記様式第4号）を発行することができるものとする。

（物品の提供による協賛の方法）

第6条 第2条に規定する協賛の申込者のうち物品の提供を申し込んだ者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、物品（以下「協賛品」という。）を引き渡すものとする。

- 2 実行委員会は、協賛者の希望により、協賛品の受領書（別記様式第5号）を発行することができるものとする。

(謝意表明)

第7条 協賛者への謝意表明は、次のとおりとする。

(1) 名称の公表

別表により、大会記録集、大会公式ホームページ、大会CM(テレビ、ラジオ)等に協賛者の名称を掲載する。

なお、協賛品については、当該品の標準小売価格等により金額換算し、別表の「協賛金額」にあてはめるものとする。

(2) 感謝状の贈呈

実行委員会は、協賛者に対して感謝状を贈呈する。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、大会行事のうち、次の各号に掲げる経費のいずれかに充てるものとする。

(1) 大会の機運醸成・広報・準備・運営等全般に要する経費

なお、協賛金は大会を記念して行うブルーカーボン・オフセットの取組にも充てるものとする。

(2) その他大会に付随する経費

(協賛申込書の不受理等)

第9条 申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合、実行委員会は申込書を受理しないものとし、その旨を申込者へ通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 法令又は公序良俗に反する者

(3) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までに該当する者、第6号の規定に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(5) その他、実行委員会が不相当と判断する者

2 申込書の受理後において、協賛者が前項のいずれかに該当するに至った場合、または前項のいずれかに該当することが判明した場合、実行委員会は協賛を取り消し、その旨を協賛者に通知するとともに、原則として協賛金及び協賛品を返戻するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。

(別表)

協賛金額別協賛特典一覧表

特 典 内 容		協 賛 金 額	
		10 万円以上	1 万円以上
1	大会ホームページへの協賛者名の掲載	ロゴ表示	テキスト表示
2	大会ホームページから協賛者ホームページへのリンク設定	○	○
3	大会記録集への協賛者名の掲載	ロゴ表示	テキスト表示
4	その他, 実行委員会が行う各種広報における協賛者名の掲出	○	○

協賛金申込書

金 _____ 円 (_____ 口)

(1口1万円となります)

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～の協賛金として、上記金額を申し込みます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第40回全国豊かな海づくり大会
宮城県実行員会 会長 村井嘉浩 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者の職・氏名 _____ 印

担当者名 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先E-Mail _____

納付予定時期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

協賛品申込書

品名等 _____

数量等 _____

納品場所 _____

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～の協賛品として、上記物品の提供を申し込みます。

令和 年 月 日

第40回全国豊かな海づくり大会
宮城県実行員会 会長 村井嘉浩 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者の職・氏名 _____ 印

担当者名 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先E-Mail _____

納品予定時期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

協賛申込通知書

様

第40回全国豊かな海づくり大会
宮城県実行委員会 会長 村井 嘉浩

令和 年 月 日付で申請がありました協賛申込につきましては、下記の内容により（受理いたしました・受理できませんでした）ので、（協賛要領第4条第2項・協賛要領第9条第1項）の規定により通知いたします。

記

【受理の場合】※協賛内容が資金提供の場合のみ記載

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～に御協賛いただきありがとうございます。

協賛金につきましては、次の口座にお振り込みくださるようお願いいたします。

銀行名	
支店名	
種別	
口座番号	
口座名義人	第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会 事務長 ○○ ○○

※大変恐れ入りますが、振込手数料につきましては、御負担願います。

【受理できない場合】

- 1 下記理由により受理できません。
- 2 理由：

令和 年 月 日

領 収 書

金 _____ 円

上記金額を、第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～の協賛金として領収いたしました。

令和 年 月 日

様

第40回全国豊かな海づくり大会
宮城県実行員会 会長 村 井 嘉 浩

令和 年 月 日

受 領 書

品名等

数量等

上記物品を、第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～の協賛品として受領いたしました。

令和 年 月 日

様

第40回全国豊かな海づくり大会
宮城県実行員会 会長 村 井 嘉 浩

第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会自主事業『(仮称)ブルーカーボンオフセットみやぎ』の実施について

1 実施目的

「第40回全国豊かな海づくり大会」の開催に際しては、大会開催の目的の一つである環境保全の大切さについて、広く県内外にアピールを行うこととしています。

そのための一つの手法として、大会運営で発生する二酸化炭素を海洋資源の活用による藻場造成等（ブルーカーボンオフセット）を地球温暖化対策の一環として実施します。

2 事業概要

大会運営による二酸化炭素の排出量を算出し、企業協賛金の一部と大会参加者からの協力金を原資（クレジット）として、藻場の造成等の温暖化対策事業（藻場造成事業者への助成）を実施し、オフセット（埋め合わせ）します。

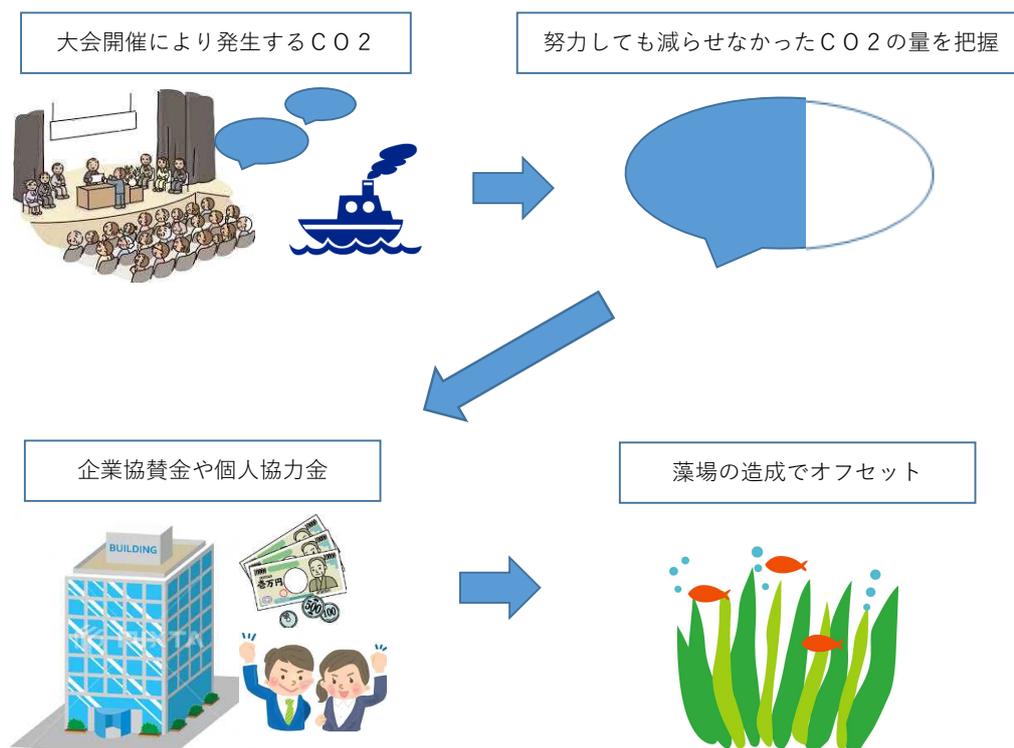
また、大会を通してブルーカーボンの重要性と必要性のアピールも併せて行います。

なお、詳細については今後検討を進めることとし、実行委員会に対しては令和2年度の事業計画及び収支予算の中で議案として諮ります。

■ブルーカーボンとは
海洋生物によって大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海域で貯留される炭素をいう。
地球上で生物が貯留する炭素をグリーンカーボンといい、このうち海域で貯留される炭素がブルーカーボンと呼ばれるようになった。

■カーボンオフセットとは
経済活動によるCO₂等の温室効果ガスの排出について、削減努力をしても減らすことができなかった排出量について、それに見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせするという考え方。

[イメージ]



第4号議案

歓迎レセプションについて

- 全国豊かな海づくり大会の開催に当たり、大会招待者の来訪を歓迎し懇親を深めること等を目的に、両陛下の御臨席のもと、大会前夜に「歓迎レセプション」を開催することが慣例となっています。
- 我が県においても、宮城の海で獲れた魚介類をはじめとする本県の農林水産物を豊富に使用した自慢の「食」で大会招待者をおもてなしするため、歓迎レセプションを開催することを基本計画に掲げています。
- レセプション会場となる施設（ホテル、旅館等）の検討に当たっては、当該施設から大会会場までの移動や、警備のしやすさ、施設の規模など、様々な観点から総合的に検討する必要があります。
- 上記の観点を踏まえ検討を重ねた結果、第40回全国豊かな海づくり大会における歓迎レセプション会場は、仙台圏の施設から選定することとします。

報告事項

第40回全国豊かな海づくり大会「1年前プレイベント」の開催について

1 開催趣旨	令和2年の秋に、本県において「第40回全国豊かな海づくり大会」が開催されるに当たり、本大会の1年前となる今年の秋に、開催趣旨の周知と大会の開催に向けた機運の醸成を図るため、1年前プレイベントを開催するもの。
2 主催	第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会
3 日時	令和元年10月13日（日）午前9時から午後3時まで ※記念式典は、正午から開始予定。 「第30回いしのまき大漁まつり」と同時開催
4 会場	石巻市水産物地方卸売市場石巻売場，石巻漁港
5 参加者	宮城県関係国会議員，水産庁，豊かな海づくり大会推進委員会，宮城県議会議員，市町村長，水産業関係団体等，実行委員会構成員 など
6 内容	(1) 記念式典 ➤ 場所：「石巻漁港岸壁」（メインステージ） ・主催者挨拶 等 ・大会テーマ，キャラクターコスチュームデザイン表彰式 ・「魚の折り紙でギネス世界記録に挑戦！」発表 (2) 海上歓迎・記念放流 ➤ 場所：「石巻漁港岸壁」 ・漁船による漁法紹介（海上パレード） ・「豊かな海づくり宣言」 ・稚魚の記念放流／ホシガレイ，ヒラメ 各2,000尾 (3) 関連行事 ➤ 場所：「西棟東側（荷捌き場内）」 ・パネル展示・映像放映 （東日本大震災からの復興の歩み，本県水産業の特色や漁法の紹介） ・ミニ水族館（御放流魚，お手渡し魚の水槽展示） ・魚のタッチプール 等 (4) プレイベント記念弁当販売／限定100個
7 その他	令和元年10月19日（土），20日（日）に仙台市勾当台公園において，「みやぎまるごとフェスティバル2019」と連携し「豊かな海づくりフェスタ2019」を開催する。

參考資料

第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第40回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 会長は、宮城県知事を充てる。

3 副会長は、宮城県副知事、宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長及び石巻市長を充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

5 監事は、宮城県会計管理者兼出納局長及び石巻市会計管理者を充てる。

6 顧問は、宮城県議会議長、宮城県議会環境生活農林水産委員会委員長及び石巻市議会議長を充てる。

7 参与は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。

6 参与は、大会の具体的運営方法に関し助言する。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等へ支給する旅費は、宮城県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

3 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、書面又は代理人をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席した実行委員（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

7 会長は、必要に応じて総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、宮城県水産林政部長を充てる。

4 副幹事長は、宮城県漁業協同組合代表理事理事長及び石巻市副市長を充てる。

5 幹事は、会長が別に指名する者を充てる。

6 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第12条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 幹事会の会議は、次の事項を審議する。

(1) 実行委員会に付議すべき事項に関すること。

(2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

3 第8条第3項、第4項及び第5項の規定は、幹事会の会議において準用するものとする。この場合において、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会)

第13条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

(1) 総務・広報部会

(2) 式典・放流行事部会

(3) 宿泊・輸送・警備部会

2 専門部会は、幹事等の中から幹事長が指名した者をもって構成し、幹事長が必要に応じて招集する。

3 専門部会の部会長は、前項の規定により指名された者において互選する。

4 専門部会の部会長は、専門部会で決議した事項を幹事会に報告し、承認を得なければならない。ただし、幹事長が幹事会を召集する時間的余裕がないと認めるときは、幹事長の承認を得ることにより、幹事会の決議とすることができる。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を宮城県水産林政部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解 散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、宮城県に帰属するものとする。

第8章 補 則

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年9月13日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成31年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成31年3月26日から施行し、改正後の第10条第3項及び第14条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

役 職	所 属	職 名	役 職	所 属	職 名	
顧 問	宮城県議会	議 長	委 員	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	
	宮城県議会環境生活農林水産委員会	委員長		宮城県料理業生活衛生同業組合	理事長	
	石巻市議会	議 長		一般社団法人宮城県タクシー協会	会 長	
会 長	宮城県	知 事		公益社団法人宮城県バス協会	会 長	
副会長	宮城県	副知事		東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	支社長	
	宮城県漁業協同組合 経営管理委員会	会 長		仙台国際空港株式会社	代表取締役社長	
	石巻市	市 長		仙台空港鉄道株式会社	代表取締役社長	
委 員	復興庁宮城復興局	局 長		宮城県警察本部	本部長	
	宮城海上保安部	部 長		宮城県総務部	部 長	
	宮城県市長会	会 長		宮城県震災復興・企画部	部 長	
	宮城県町村会	会 長		宮城県環境生活部	部 長	
	沿海市町 (7市7町)	市町長		宮城県保健福祉部	部 長	
	宮城県市議会議長会	会 長		宮城県経済商工観光部	部 長	
	宮城県町村議会議長会	会 長		宮城県農政部	部 長	
	宮城海区漁業調整委員会	会 長		宮城県水産林政部	部 長	
	宮城県内水面漁場管理委員会	会 長		宮城県土木部	部 長	
	宮城県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長		宮城県議会事務局	局 長	
	公益財団法人宮城県水産振興協会	理事長		宮城県教育委員会	教育長	
	宮城県さけます増殖協会	会長理事		宮城県仙台地方振興事務所	所 長	
	宮城県漁業共済組合	組合長理事		宮城県東部地方振興事務所	所 長	
	宮城県 J F 共済推進本部	本部長		宮城県気仙沼地方振興事務所	所 長	
	日本漁船保険組合宮城県支所	支所運営委員長		監 事	宮城県	会計管理者 兼出納局長
	宮城県漁業信用基金協会	理事長			石巻市	会計管理者
	宮城県漁業士会	会 長		参 与	株式会社河北新報社	代表取締役社長
	宮城県漁業協同組合青年部	部 長			株式会社朝日新聞社仙台総局	総局長
	宮城県漁業協同組合女性部連絡協議会	会 長			株式会社毎日新聞社仙台支局	支局長
	宮城県漁港漁場協会	会 長			株式会社読売新聞東京本社東北総局	総局長
	宮城県水産加工業協同組合連合会	代表理事会長			株式会社産業経済新聞社東北総局	総局長
	宮城県水産加工研究団体連合会	会 長			株式会社日本経済新聞社仙台支局	支局長
	宮城県産地魚市場協会	会 長			株式会社時事通信社仙台支社	支社長
	宮城県水産物流通対策協議会	会 長			一般社団法人共同通信社仙台支社	支社長
	宮城県農業協同組合中央会	会 長			日本放送協会仙台放送局	局 長
	宮城県森林組合連合会	代表理事会長			東北放送株式会社	代表取締役社長
	宮城県商工会議所連合会	会 長	株式会社仙台放送		代表取締役社長	
	宮城県商工会連合会	会 長	株式会社宮城テレビ放送		代表取締役社長	
	公益社団法人宮城県観光連盟	代表理事会長	株式会社東日本放送		代表取締役社長	
	一般社団法人石巻観光協会	会 長	株式会社エフエム仙台		代表取締役社長	
	公益社団法人宮城県物産振興協会	会 長				

第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会幹事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実行委員会会則第10条の規定により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(会議)

第3条 幹事長は、必要に応じて会議に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第4条 前条に規定する幹事以外の者の報酬は、「附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」(昭和28年宮城県条例第69号)第2条に規定する附属機関の構成員の受ける報酬額と同額を支給することができる。

2 幹事以外の者へ支給する旅費は、宮城県職員の例に準じて支給する。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、宮城県水産林政部内に置く。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

役 職	所 属	職 名
幹 事 長	宮城県水産林政部	部 長
副幹事長	宮城県漁業協同組合	代表理事理事長
	石巻市	副市長
幹 事	宮城海上保安部	次 長
	宮城県市長会	事務局長
	宮城県町村会	事務局長
	宮城県内水面漁業協同組合連合会	副会長理事
	公益財団法人宮城県水産振興協会	総括部長兼 総務企画部長
	宮城県農業協同組合中央会	常務理事
	宮城県森林組合連合会	代表理事専務
	宮城県商工会議所連合会	事務局長
	宮城県商工会連合会	事務局長
	公益社団法人宮城県観光連盟	理 事
	一般社団法人石巻観光協会	常 務
	公益社団法人宮城県物産振興協会	事務局長
	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	専務理事
	宮城県料理業生活衛生同業組合	理事長
	公益社団法人宮城県バス協会	専務理事
	公立大学法人宮城大学	教 授
	宮城県警察本部交通部	部 長
	宮城県警察本部警備部	部 長
	宮城県総務部	次 長
	宮城県震災復興・企画部	次 長
	宮城県環境生活部	次 長
	宮城県保健福祉部	次 長
	宮城県経済商工観光部	次 長
	宮城県農政部	次 長
	宮城県水産林政部	次 長
		次 長(技術担当)
	宮城県土木部	次 長
	宮城県教育庁	教育次長
	宮城県仙台地方振興事務所	副所長
	宮城県東部地方振興事務所	副所長
	宮城県気仙沼地方振興事務所	副所長
	宮城県水産技術総合センター	所 長



第40回

全国豊かな 海づくり大会

～食材王国みやぎ大会～

